

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署：環境部廃棄物対策課
(産業廃棄物対策係 / 内線:71-2226)

根拠区分	法律・条例	
処分の名称	産業廃棄物に係る排出事業者等への支障の除去等のための措置命令	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
	根拠規定条項	19の6-1
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。) (昭和45年法律第137号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。) (昭和46年政令第300号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。) (昭和46年厚生省令第35号) 「行政処分の指針について(通知)」 (平成25年環廃産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)
	基準規定条項	法第12条第1項,第2項 令第6条,規則第8条 法第19条の6第1項第1号,2号
	処分基準	「第9 排出事業者等に対する措置命令」に、要件や手続き等を示す。(「行政処分の指針について(通知)」に定めるところによる。)
行政手続法(条例) 第13条適用関係	弁明の機会の付与	
本票の作成日	平成 年 月 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

処分基準(裏面追加)

	基準内容
処分基準等 補足	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 19 の 6-1 第十九条の六 前条第一項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあっては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、当該収集、運搬又は処分が第十五条の四の三第一項の認定を受けた者の委託に係る収集、運搬又は処分である場合にあっては当該産業廃棄物に係る事業者及び当該認定を受けた者とし、処分者等を除く。以下「排出事業者等」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。 一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。 二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第十二条第七項、第十二条の二第七項及び第十五条の四の三第三項において準用する第九条の九第九項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。